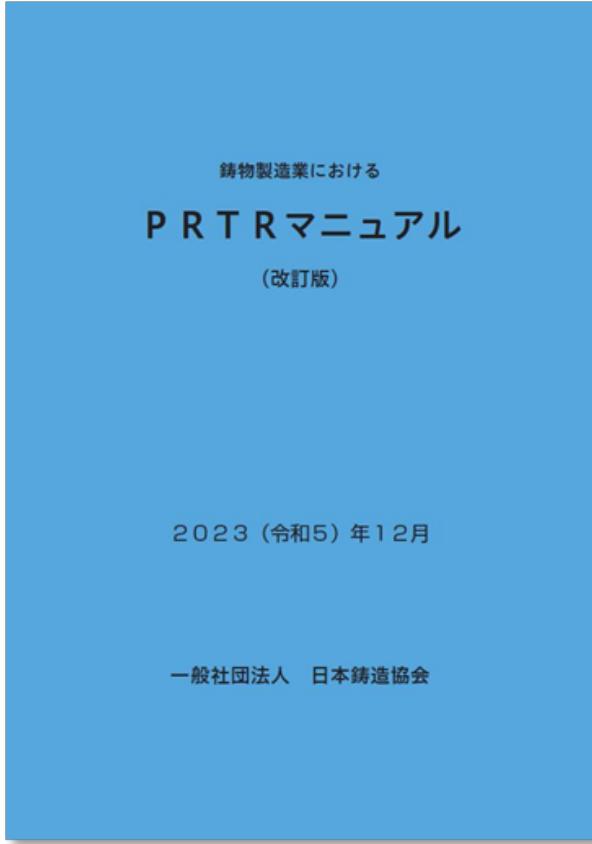


PRTRマニュアル（改訂版）の紹介



技術・環境部会 事務局

2024年4月17日、24日

1. PRTRとは

「P R T R」とは

Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略

P R T Rの目的 (p3)

化学物質による環境の汚染の未然防止を図るため、有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明の程度に関わらず、事業者による化学物質の自主的な管理活動を改善・強化し、環境の保全を図る。

対象事業所 (p3)

対象業種 24区分(大区分)

「3製造業」 i化学工業 o鉄鋼業 p非鉄金属製造業 q金属製品製造業

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/gyoushukubun.pdf

常用従業員数 21名以上 (毎年4月1日現在)

*)正社員、嘱託・パート・アルバイト等、他社からの派遣、出向者を含む

届出対象化学物質 (p3-4)

第一種指定化学物質 515種

(特定第一種指定化学物質23種含む)

第一種 1t/年 以上、特定第一種 0.5t/年 以上

*)ただし、対象の化学物質を1%以上含むもの

含有量は、各社にてSDSで確認する必要がある。

届出事業者の判定手順 (p6)

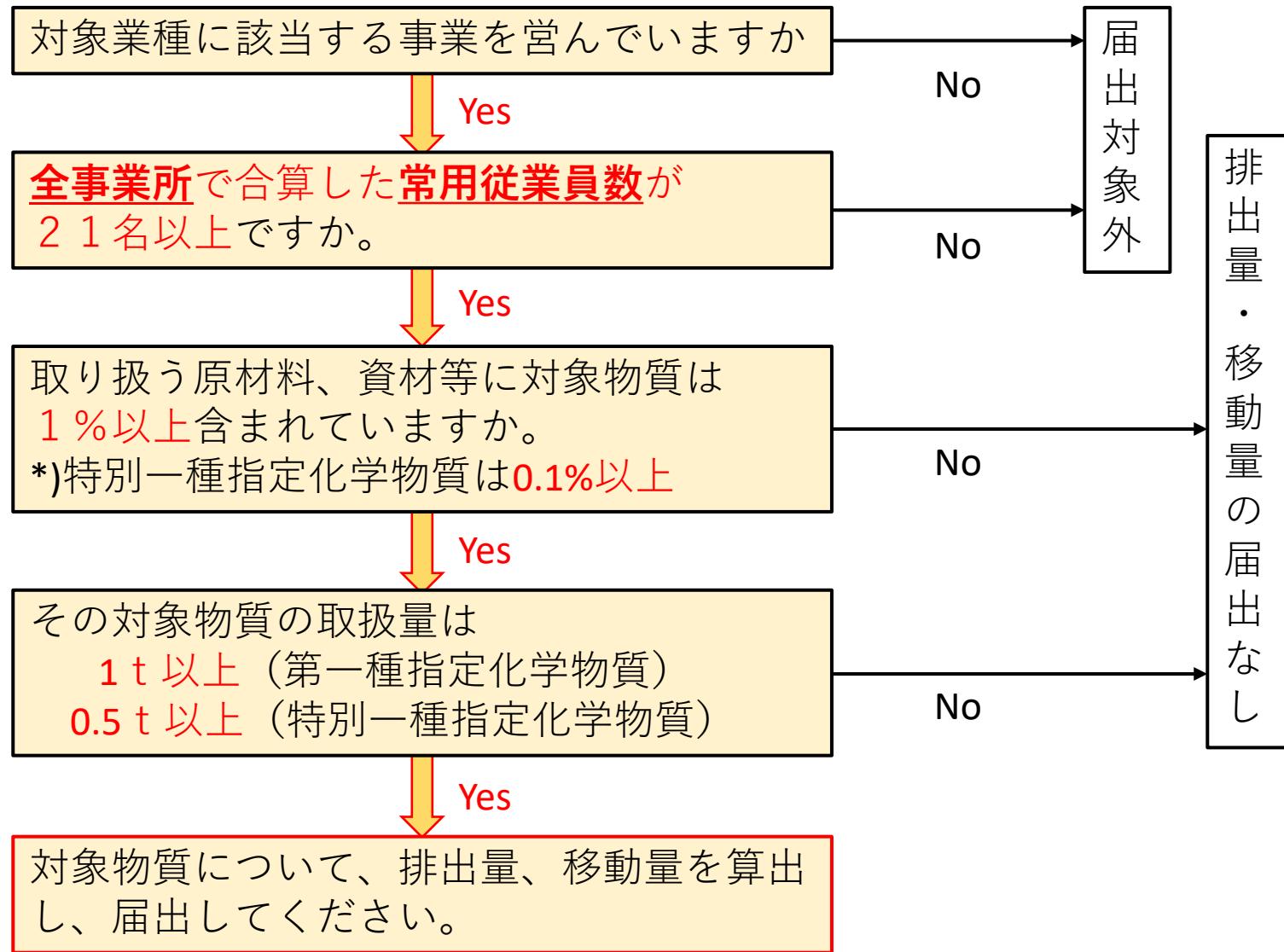


表 対象業種および業種コード一覧表（抜粋）

大分類	小分類	例	業種コード
3. 製造業	I 化学工業	無機化学工業製品製造業	2000
		有機化学工業製品製造業	
	N 窯業・土石製品製造業	耐火物製造業	2500
		炭素・黒鉛製品製造業	
		研磨剤・同製品製造業	
	O 鉄鋼業	鉄素形材製造業	2600
	P 非鉄金属製造業	非鉄金属素形材製造業	2700
	q 金属製品製造業	金属素形材製造業	2800
	r 一般機械器具製造業	金属加工機械製造業業	2900

詳細は、下記Webページを参照のこと

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/gyoushukubun.pdf

2. PRTR法の制定・改正、マニュアル発行の経緯

1999年（平成11年）10月 PRTR法（特別化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）制定
届出対象物質(第1種指定化学物質)351種を指定

2001年（平成13年）3月 銑鉄鋳物製造業におけるPRTRマニュアルの発行
発行：(社)日本鋳物工業会、(社)日本強靭鋳鉄協会、
及び日本可鍛鋳鉄工業会

2001年（平成13年）4月 事業所におけるPRTR法に係るデータ把握開始

2002年（平成14年）4月 PRTR法に基づく届け出を開始

2011年（平成23年） 化管法改正により、PRTR法届出対象物質リストの改訂
(第1種指定化学物質 351種 ⇒ 462種)

2021年（令和3年）10月 化管法改正により、PRTR法届出対象物質リストの再改訂
(第1種指定化学物質 462種 ⇒ 515種)

2023年（令和5年）4月 改訂した第1種指定化学物質に基づくデータ把握開始

2023年（令和5年）10月 鋳物鋳造業におけるPRTRマニュアル(改訂版)の発行
鋳鋼、銅合金、アルミ鋳物を追加 発行：(一社)日本鋳造協会

2024年（令和6年）4月 改訂した第1種指定化学物質に基づく届け出開始

3. PRTRマニュアル（改訂版）：目次

第一章 PRTRの概要

1. PRTRとは
2. PRTRの制定と改定の経緯
3. PRTRの目的
4. 報告対象の事業所
5. 届出対象事業者の判定の手順
6. 届出のための一般的な作業
7. 鋳物製造業の届出のための標準的な算出手順
8. **届出書の種類および届出の方法**

赤字：今回追加した内容
青字：変更した内容

第二章 取扱量及び排出量・移動量の算出手順

1. はじめに
2. 指定化学物質の取扱量の算出手順
3. 排出量・移動量の算出手順
4. 報告書、届出ファイルへの記載

書面による届け出(p9~)
電子による届け出(p14)

P17~20

第三章 排出量・移動量の算出の手法・手順の例

1. はじめに
2. **銑鉄鋳物製造業**
3. **鋼鋳物製造業**
4. **銅合金鋳物製造業**
5. **アルミ鋳物製造業**

工程別に分別(全13種類)

別表1 各工程用原材料と、含有する第一種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質

別表2～7 銑鉄、鋼、銅合金、アルミ鋳物製造業におけるPRTR対象物質、排出係数

別表8 第一種指定化学物質リスト (2021年10月20日公布)

3. PRTRマニュアル（改訂版）: 変更点抜粋

- 政令番号⇒**管理番号**に変更
- **炭化けい素(SiC)およびセリウム(Ce)の追加**
- 有機物の分類変更、追加

表3. 1 溶解工程の代表的な第一種指定化学物質および特定第一種指定化学物質
(銑鉄鑄物) (p22)

No	品 名	管理番号	第1種指定化学物質 又は 特定第1種指定化学物質 (*印のもの)	含有率 (%)
1	銑鉄	4 1 2	マンガン (Mn)及びその化合物	0.3～1.3
2	フェロマンガン	4 1 2	マンガン (Mn)及びその化合物	60～78
3	シリコンマンガン	4 1 2	マンガン (Mn)及びその化合物	60～70
4	Cr添加剤	8 7	クロム (Cr)及び三価クロム化合物	55～70
5	Mo添加剤	4 5 3	モリブデン (Mo)	55～70
6 注)製品によって含有物の種類と量は異なる。	各種接種剤	3 0 8	ニッケル (Ni)	40～95
		4 0 5	ほう素 (B) 化合物	15～20
		4 1 2	マンガメ (Mn)及びその化合物	1～3
		6 6 5	セリウム (Ce)	≥10、 ≥40
		6 6 7	炭化けい素 (SiC)	≥85
7	加珪剤	6 6 7	炭化けい素 (SiC)	≥85
8	黒鉛球状化剤	3 0 8	ニッケル (Ni)	80～85
		6 6 5	セリウム (Ce)	≤8
9	耐火物	4 0 5	ほう素 (B) 化合物	< 1.5
		6 6 7	炭化けい素 (SiC)	9～83

(従来) 政令番号 1-465

(変更後) 管理番号 412

3. PRTRマニュアル（改訂版）:変更点抜粋

- 政令番号⇒**管理番号**に変更
- 炭化けい素(SiC)およびセリウム(Ce)の追加
- **有機物の分類変更、追加**

SDS等で該非判定する際は、
物質名ではなく、**CAS番号**
で調べるのが確実です。

表3. 4 錫造工程の代表的な第一種指定化学物質および特定第一種指定化学物質
(銑鉄錫物、拔粋) (p 27)

No.	品 名	管理番号	第一種指定化学物質	含有率 (%)
1	各種アルカリ フェノール樹脂 硬化剤 及び触媒	277	トリエチルアミン（硬化用ガソリene）	100
		349	フェノール	1～5
		407	ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	3.5
		627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	7～12
		691	トリメチルベンゼン	4～10
2	各種ウレタン樹脂 及び硬化剤	53	エチルベンゼン	～2
		80	キシレン	～2
		349	フェノール	4～5
		448	MDI : メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート	4～5
		691	トリメチルベンゼン	～22
3	フラン樹脂用 硬化剤 (一部に含まれ る)	448	MDI : メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート	29
		585	PMDI : アルファー-(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[（イソシアナトフェニレン）メチレン]	46
		691	トリメチルベンゼン	3

3. PRTRマニュアル（改訂版）：変更点抜粋

● 後工程の対象物質の追加

表3. 9 鋳造以降の後工程の第一種指定化学物質一覧(銑鉄鋳物) (p 35)

No.	品 名	管理番号	第一種指定化学物質	含有率 (%)
1	(加工) 潤滑油・添加剤・切削液	1 8 8	N, N-ジシクロヘキシリアミン	< 4
		4 5 3	モリブデン及びその化合物	< 1 ^{*)}
		6 2 6	ジメタノールアミン	1-20
2	(検査) 外観・内部品質検査	3 0 2	ナフタレン	< 4.7
		3 5 5	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	33,66
		4 0 8	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	5-20
		4 1 0	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	< 1.5 、 52
		4 3 8	メチルナフタレン	< 11
		6 2 7	ジエチルグリコールモノブチルエーテル	< 30
		2 1	ヘプタン	11-98
3	試料研磨剤	6 0	炭化けい素	≥ 90
4	模型補修など	2 4 0	エチレン	不明

- ・通常多量に扱わない場合が多い。
- ・意外なものが入っている場合があるので、SDSは見た方がよい。

3. PRTRマニュアル（改訂版）：変更点抜粋

● 銅合金製造業を追加

溶解用インゴットに含まれる

表 3.1.2 溶解工程の代表的な第一種指定化学物質(銅合金) (p 39)

No.	品名	管理番号	第1種指定化学物質	含有率(%)
1	溶解材料	697	鉛及びその化合物	0.1～22 ¹⁾
2	溶解材料	412	マンガン(Mn)及びその化合物	0.1～15 ²⁾
3	溶解材料	308	ニッケル(Ni)	0.1～6.0 ³⁾
4	耐火物	405 667	ほう素化合物 炭化けい素(SiC)	<1.5 9～50

*注1) 鉛含有量は、合金種により異なる（下記参照）

CAC202,CAC203 : 0.5～3.0%、CAC211 : 0.1～2.0%

CAC401 : 2.0～4.0%、CAC402,CAC403 : 1.0%以下、CAC406 : 4.0～6.0%、CAC407 : 1.0～3.0%、
CAC408 : 2.0～4.0%

CAC602 : 4.0～6.0%、CAC603 : 9～11.0%、CAC604 : 14～16%、CAC605 : 16.0～22.0%

*注2),注3)は省略（マニュアルを見てください）

最新のJIS H5120:2016では、水道水中の鉛溶出基準の改正に対応したPbフリー(非含有)合金あり。

表 3.1.4 鑄造工程の代表的な第一種指定化学物質(銅合金) (p 40)

No.	品名	管理番号	第一種指定化学物質	含有率(%)
1	金型 (SKD61)	87	クロム及び三価クロム化合物	4.8～5.5
2	金型 (SKD61)	453	モリブデンおよびその化合物	1.0～1.5
3	入れ子(Cu-Be)	394	ベリリウムおよびその化合物	0.2～2.2
4	焼き付き防止剤 (型整備など)	453	モリブデンおよびその化合物	データ無

3. PRTRマニュアル（改訂版）：変更点抜粋

● アルミ鋳物製造業を追加

表 3.1.5 溶解工程の代表的な第一種指定化学物質(アルミ鋳物)

溶解用インゴットに含まれる

No.	品名	管理番号	第1種指定化学物質	含有率(%)
1	溶解材料	308	ニッケル (Ni) ¹⁾	0.1～2.3
2	母合金	412	マンガン (Mn) 及びその化合物 ²⁾	1～10
3	カバー剤,除滓剤 ³⁾ 共晶Si改良剤 ⁴⁾	374	ふっ化水素及びその水溶性塩 (例えば、フッ化ナトリウム)	5～50
4	耐火物	667	炭化けい素 (SiC)	15～85
5	SiC含有母合金	667	炭化けい素 (SiC)	10～45

- 注1) JIS合金では下記合金中に含まれる（合金種により含有量が異なる）。

AC5A : 1.7～2.3%、AC8A : 0.8～1.5%、AC8B : 0.1～1.0%、AC9A、AC9B : 0.50～1.5%
- 注2) 残余成分のマンガン (Mn) 量調整のため使用する場合がある。
- 注3) 製品によって、指定化学物質を含有しないものもある。
- 注4) フラックス添加型 (Naの場合) では、指定化学物質 (NaF) が含まれるものがある。

表 3.1.2 金型鋳造工程の代表的な第一種指定化学物質(アルミ鋳物)

No.	品名	管理番号	第一種指定化学物質	含有率(%)
1	金型 (SKD61)	87	クロム及び三価クロム化合物	4.8～5.5
2	金型 (SKD61)	453	モリブデンおよびその化合物	1.0～1.5
3	焼き付き防止剤 (型整備など)	453	モリブデンおよびその化合物	データ無

4. PRTRマニュアル（改訂版）の販売について

発行：2023年12月

申込み先：鋳造協会HPまで

冊子版での販売の予定

価格：会員 ¥2,500（消費税別）

非会員 ¥5,000（消費税別）

*別途送料が必要となります。

本書に関して質問がある場合は、技術・環境部会までお願いします。

*)PRTR法、化管法に関する内容は、下記を参照ください。

◆経済産業省 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

◆独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化管法関連情報

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

重要)

本マニュアルの情報は、2023年時点のものです。

届出用紙や様式等は、都度最新のものを確認して、利用してください。

各社で購入している副資材等のSDSは、必ず取り寄せて確認ください。

5. よくある質問

1. 検索サイト

◆経済産業省 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) for the PRTR system. The top navigation bar includes links for Home, About METI, News, Policies, Statistics, Application/Enquiry, and English. A sidebar on the left provides links to various policy areas, including the PRTR system. The main content area features two large boxes: one for the PRTR制度 (PRTR System) and another for the 化管法 SDS制度 (Chemical Management Law SDS System). Both boxes contain explanatory text, icons, and lists of frequently asked questions.

PRTR制度

事業者が、対象化学物質を排出・移動した際には、その量を把握し、国に届ける義務があります。

国等は集計データを公表し、また国民は事業者が届け出た内容について開示請求することができます。

- 対象化学物質とは
- 排出量等の算出方法
- 届出方法
- 対象事業者とは
- 集計結果を見る
- 開示請求をする

化管法 SDS制度

事業者が、対象化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する際には、その情報 (SDS) を提供する義務があります。

- 対象化学物質とは
- 対象事業者とは
- 作成・提供方法
- パンフレット
- 化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド

5. よくある質問

1. 検索サイト

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite)

<https://www.nite.go.jp/chem/>

PRTR届出に関するご案内

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/todokede_notification.html

The screenshot shows the homepage of the National Institute of Technology and Evaluation (NITE) website. The top navigation bar includes links for Home, Site Map, Business Cases, Team NITE, Contact, and English. A search bar is also present. The main menu features categories like NITE About, International Evaluation Technology, Biotechnology, Chemical Substance Management, Suitability Verification, and Product Safety. Below the menu, a banner for 'Chemical Substance Management' is displayed. The central content area is titled 'PRTR Submission Guidelines' and contains a section for 'FY2024 PRTR Submission Start Notice and Electronic Submission Utilization Request'. It provides information about the start of submissions on April 1st and links to various documents such as the 'Notice of PRTR Submission Start' (PDF: 594KB), 'PRTR Submission (Electronic Submission) Guide' (PDF: 1.2MB), and 'Promotion of Electronic Submission Guide' (PDF: 2.3MB). A large yellow banner at the bottom right encourages 'Electronic Submission' (電子届出を推奨). On the right side, there is a sidebar for 'Regulation Information' (化管法関連情報) which lists various PRTR-related topics, and a 'SDS System' (SDS制度) section. At the bottom, there are links for 'Field Site Map' (分野サイトマップ), 'Highlighted Content' (注目コンテンツ), and 'Chemical Substance Management Center' (化学物質管理センター).

5. よくある質問

1. 検索サイト

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite)

<https://www.nite.go.jp/chem/>

お問合せ・FAQ

<https://www.nite.go.jp/chem/faq/nitequery.html>

HOME > 化学物質管理 > お問合せ・FAQ

お問合せ・FAQ

PRTR制度FAQ-PRTR届出に関するもの

届出にあたりご確認いただきたい15のポイントをまとめましたので、参考にしてください。

また、以下のFAQに記載のあるPRTR排出量等算出マニュアルは(令和5年3月版)または(平成31年3月版)を参照してください。なお、以下のFAQで記載のページは令和5年版を引用しています。上記マニュアルは、化管法施行令、化管法施行規則等の改正に伴い、修正が行われており、当FAQもその対応や修文、補足等を行いました。(令和5年7月)

以下のFAQで(令和6年度以降)の記載がありますが、これは令和3年10月の政令改正による対象化学物質の変更に伴うもので、令和5年度以降把握、令和6年度以降届出に関してはこちらの対象化学物質についてを参照下さい。

化管法関連

FAQのカテゴリー

- PRTR届出に関するもの
- PRTR届出の対象業種・事業所の範囲に関するもの
- PRTR届出の常時使用する従業員の数に関するもの
- PRTR対象物質に関するもの
- PRTR届出に係る取扱量の把握に関するもの
- 排出量・移動量の算出に関するもの
- 特別要件施設に関するもの

FAQの内容が充実しているので、このサイトを見ると良い。

6. PRTR届出対象物質(第一種指定化学物質) の検索

1. 検索サイト

(86ページ～) 別表8 第一種指定化学物質リスト (2021年10月20日公布)

PRTR制度PRTR対象物質

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prmate.html>

R3_PRTR_SDS_LIST.xlsx

R3_PRTR_SDS_ALL_LIST.xlsx

異性体の化合物がある場合、**CAS番号**により検索ください。

出典 ... <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>

2. 検索の方法

①化学物質の名称で検索

注：別名の場合ヒットしない場合あり。

②CAS番号を入力

自社で収集したSDSに記載があります。

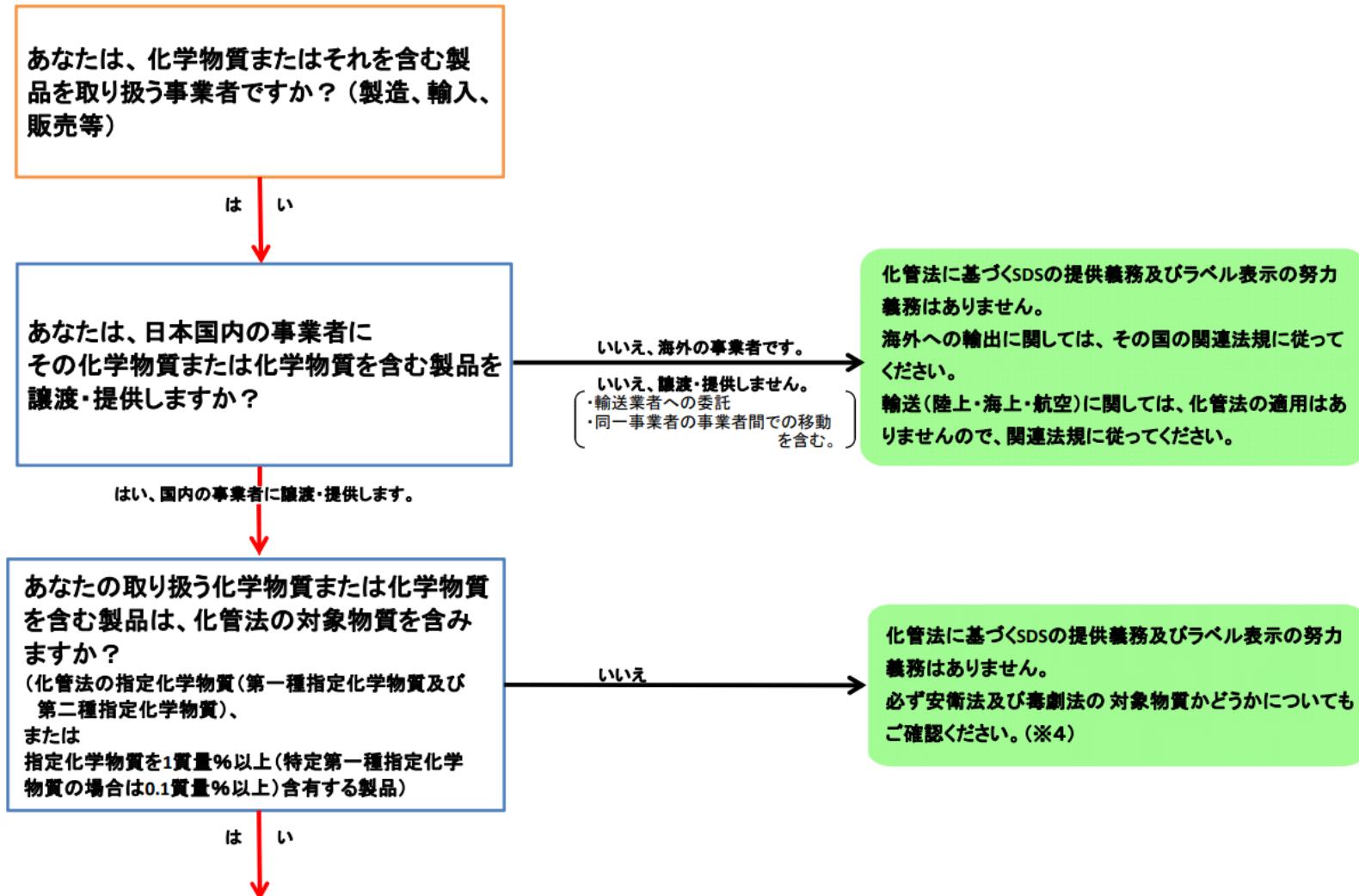
3. 操作手順の紹介

(実演)

重要：物質名でなく、CAS番号が検索

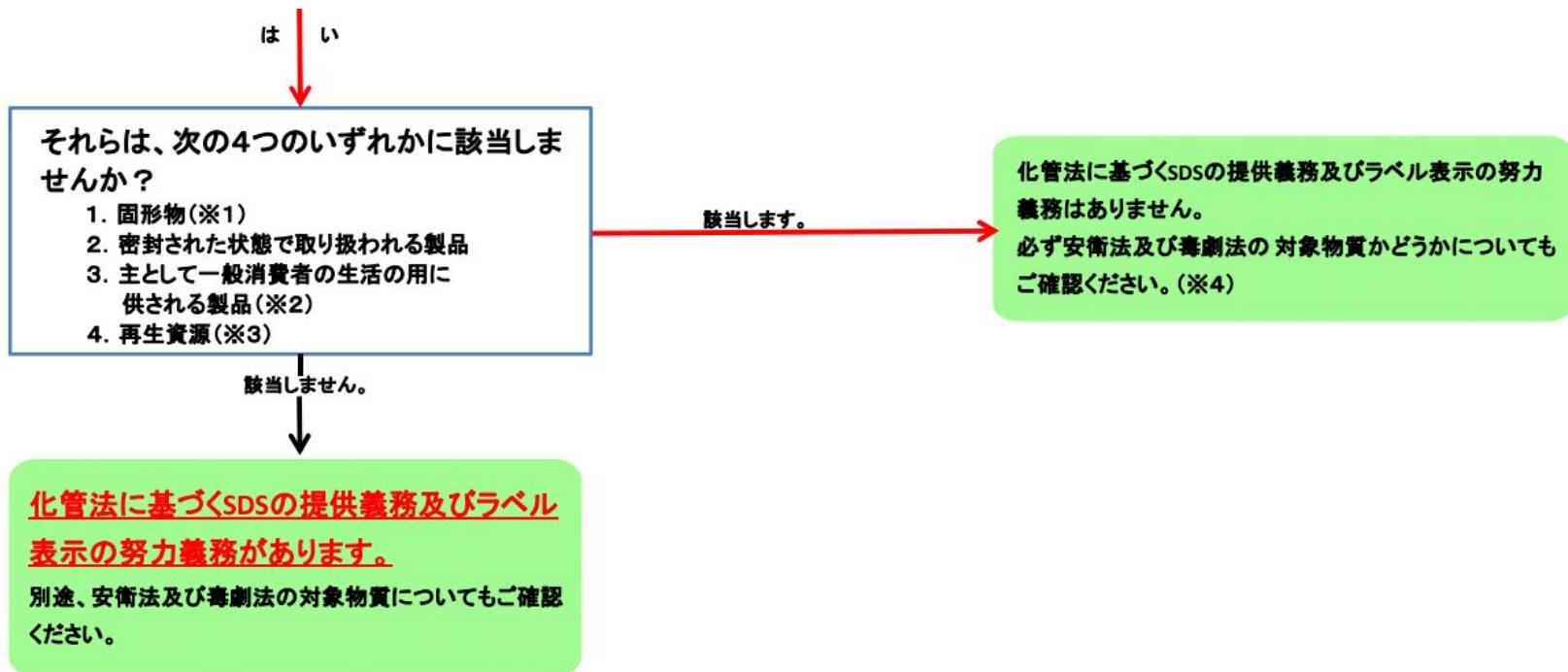
7. SDS対象製品について

この判定フローによると、**鋳物製品（完成品）及び廃棄物はSDS対象外**になるが、**客先で加工する素材、かつ化審法対象物質を規定量含む製品は、SDSの提供義務が生じる可能性がある。**



7. SDS対象製品について

この判定フローによると、**鋳物製品（完成品）及び廃棄物はSDS対象外**になるが、**客先で加工する素材、かつ化審法対象物質を規定量含む製品は、SDSの提供義務が生じる可能性がある。**



※1: 固形物とは、「事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品」です。

事業者の取扱いの過程において、溶融などの加工又は切断・研磨等を行って切削屑などが発生するような製品の場合には、化管法上、SDSの提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

※2: 専ら家庭生活に使用されるものとして、容器などに包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されているものを指します。ただし、専ら業務用として事業者向けに販売していることが明らかな場合、化管法上、SDSの提供義務及びラベル表示の努力義務の対象となります。

※3: 再生資源に該当するか否かについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第2条第4項（再生資源の定義）をご確認ください。

※4: 化管法は、任意のSDS提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係でSDSを提供する場合には、SDSの提供等は取引先の事業者とご相談ください。